

佐倉市地域防災計画修正方針

1. 修正の背景

県による新たな地震被害想定調査結果や、平成 28 年 4 月の熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、国・県による防災基本計画の修正や、防災関係法令の改正などを反映させるため、今回、佐倉市地域防災計画の修正を行うものです。

【策定・修正の経過】

- | | |
|------------|--|
| ■昭和 49 年 | 佐倉市地域防災計画策定 |
| ■平成 11 年修正 | 阪神・淡路大震災の教訓等を反映 |
| ■平成 21 年修正 | 新潟県中越地震等の地震災害や平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨災害等の大規模な災害の教訓等を反映。地震災害対策編については、千葉県地震被害想定調査結果を受け、地震の被害想定を「元禄地震」を中心とするものから、より被害が甚大とされる「東京湾北部地震」に見直し。 |
| ■平成 27 年修正 | 平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災において、マグニチュード 9.0 を記録する広域かつ甚大な被害が発生。佐倉市においても液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害をもたらしたとともに、帰宅困難者の発生や原発事故を契機とする計画停電等の問題が起こったこと。また、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法を受け見直し。 |

2. 主な修正内容

(1) 応援受入体制の整備

大規模災害時に、救援部隊、医療救護活動、国や県からのプッシュ型支援による救援物資等を各避難所等へ円滑に運搬し受け入れる体制を整備するものとします。

(2) 熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化

- 車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等の早期の情報収集に努めるとともに、健康相談、保健指導によりエコノミークラス症候群の予防に努めます。
- 各避難所において、被災者の健康状態の把握、衛生状態の保持などにより健康管理を推進します。また、マンホールトイレの整備を順次進めます。

(3) 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を反映

避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」と変更します。

(4) 土砂災害防止法及び水防法の改正を反映

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設について、法律に基づき、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、支援や助言を行います。

【参考 1：国の防災基本計画の修正内容】

1 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

(1) 地方公共団体への支援の充実

- 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上
- 地域や災害の特性を考慮した派遣職員を選定

(2) 被災者の生活環境の改善

- 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理
- 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換

(3) 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 住家被害認定調査に関する体制の強化
- 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

(4) 物資輸送の円滑化

- 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備
- 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

(5) ICTの活用

- 情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入

(6) 自助・共助の推進

- 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

(7) 広域大規模災害を想定した備え

- 庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保

2 平成 28 年台風 10 号災害を踏まえた課題と対策のあり方(報告)等を踏まえた修正

- 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達
- 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- 国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供
- 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
- 避難情報について、「避難指示(緊急)」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更

【参考 2：千葉県地域防災計画の修正内容】

- 1 平成 26・27 年度地震被害想定調査を踏まえた地震津波対策等の修正
 - (1)平成 26・27 年度地震被害想定調査の反映
 - 想定地震に千葉県北西部直下地震を追加
 - 津波を伴う想定地震として、房総半島東方沖日本海溝沿い地震を追加
 - (2)減災目標の見直し
 - 想定地震の変更により、千葉県地震防災戦略の改訂し、減災目標等を見直し
 - (3)津波避難対策の強化
 - 津波避難計画策定指針の改訂により、津波避難対策を強化

- 2 大規模災害時における応援受入体制の整備
 - 千葉県大規模災害時における応援受入計画(平成 28 年 3 月策定)に基づき、大規模災害時に、救援部隊、医療救護活動、国のプッシュ型支援による救援物資等を広域防災拠点へ円滑に受け入れる体制を整備

- 3 熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化
 - (1)避難所運営等の改善
 - 車中泊者等の情報収集及びエコノミークラス症候群の予防の実施
 - 平時からの避難所運営訓練の実施等による住民による自主運営体制の構築
 - 被災者の健康状態の把握など健康管理の推進
 - (2)行政機能喪失市町村対策の推進
 - 大規模災害発生時における災害対応能力喪失市町村への迅速かつ積極的な県職員の出遣
 - 市町村の受援計画策定を促進
 - (3)備蓄・物流対策の強化
 - 家庭等での食料・飲料水の備蓄目標量の増加による、備蓄意識の高揚
 - 市町村の物資集積拠点の確保及び多様な輸送主体との連携による物流体制の構築

- 4 防災基本計画の修正を反映
 - (1)災害時のヘリコプターの運行
 - ヘリコプターを有効活用するため、災害対策本部に航空運用調整班を設置
 - 災害時のヘリコプターの利用について関係機関において予め協議
 - (2)実効性のある避難計画の策定
 - 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮した住民の避難誘導體制の検討
 - 災害の種類に応じて、近隣市町村に指定緊急避難場所を指定
 - (3)適切な避難行動を促す情報伝達
 - 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」とする等、避難情報の名称を変更
 - 避難時の周囲の状況に応じた、避難場所以外の「近隣の安全な場所」への移動や「屋内安全確保」など適切な避難行動を周知

- 警報等発表時における具体的な避難勧告等の発令基準を設定
- 必要な地域を絞り込んだ避難勧告等の発令範囲の設定
- (4) 市町村業務継続計画の策定支援
 - 業務継続計画策定に係る重要な要素を明確化するとともに、研修の実施等により市町村の業務継続計画の策定を支援
- 5 防災関係法令等の改正を反映
 - 災害対策基本法の改正(道路管理者による放置車両の撤去措置等を港湾管理者及び漁港管理者にも拡大、災害廃棄物処理の国による代行)
 - 土砂災害防止法の改正(警戒区域内の要配慮者利用施設等の避難対策)
- 6 その他最近の災害対応の改善等
 - 千葉県業務継続計画(震災編)の修正(市町村への職員派遣等)を反映
 - 千葉県国土強靱化地域計画(平成29年1月策定)を位置づけ